

2013年5月23日着

24 7 1860
平成22年刑(行)第2949号

公務執行妨害・傷害被告事件

被告人 大高正二

証拠調請求書 (1)

2013年5月1日

東京高等裁判所第12刑事部 御中

弁護人 長谷川 直彦

同 大口 昭彦

同 萩尾 健太

同 河村 健夫



弁護人らは、以下の証拠の取り調べを請求する。

弁 1 意見書

作成者 医療法人財団健和会柳原病院 病院長 医師 露木静夫

作成日付 2013年2月22日

立証趣旨 杉田氏、清水課長、中山補佐らの証言する杉田氏の「こぶ」は皮下血腫であること、

直径4～5cm大の皮下血腫は、加害から4時間程度では腫れが引かないこと

篠浦医師の証言した「むくみ」が医学的に不正確であること

頸椎損傷の医学的概念

頸椎損傷であるとした場合の篠浦医師の対処の不自然さ

エックス線画像状で異常を認めなかった場合には頸椎損傷という病名を診断することは一般的ではないこと

弁 2 (証人)

人証の表示 露木静夫

立証趣旨 医療法人財団健和会柳原病院病院長であり、外科医である。

同人の証言により、弁1意見書の真正、および、

杉田氏、清水課長、中山補佐らの証言する杉田氏の「こぶ」は皮下血腫であること、

直径4～5cm大の皮下血腫は、加害から4時間程度では腫れが引かないこと

篠浦医師の証言した「むくみ」が医学的に不正確であること

頸椎損傷の医学的概念

頸椎損傷であるとした場合の篠浦医師の対処の不自然さ

エックス線画像状で異常を認めなかつた場合には頸椎損傷という病名を診断することは一般的ではないことを立証する。

弁3（被告人質問）

人証の表示 被告人大高正二氏本人

立証趣旨 同人の供述により、

1 同人の控訴理由書記載の控訴理由に関し、原審において違法な訴訟手続がなされたこと、2010年8月10日に大高氏を裁判所構外に強制退去させた手続に法令違反があること、同人の暴行について事実誤認があること、を立証する。

2 原審は、不告不理の法理に違反して、12時22分30秒頃、大高氏が暴行をなしたと認定した。

これによって、同分ころの大高氏の行動については、防御の利益が侵害されたのである。よって、本来、この1点をとって、原判決は破棄されなければならない。

ただし、念のため事実調べをなす場合には、同時刻における大高氏および職員らの行動について、動画を上映しながら大高氏の供述を得る必要がある。

同人の供述により、12時22分30秒頃の大高氏の行動と、同時刻に大高氏が杉田氏を殴打していないことを立証する。

以上